

5. 官 公 需 共 同 受 注 規 約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第7条に掲げる事業のうち、官公庁から受注（以下「官公需共同受注」という）を行うために必要な手続き方法、その他の事項について定め、もって円滑な官公需共同受注の増進を図ることを目的とする。

(官公需共同受注対策品目)

第2条 本組合は、組合員のために次に掲げるものを受注する。

- (1) 建築工事の設計監理
- (2) 建設工事の監督
- (3) 建築物及び工作物の調査

(官公需共同受注の主体性)

第3条 官公需共同受注の主体は本組合であり、契約参加、契約の締結は全て理事長がこれを行う。

2 理事は、前項の契約に関し、連帯して責を負う。

(官公需共同受注の決定)

第4条 本組合は、官公需共同受注規約を締結しようとするときは、共同受注委員会に諮り、これを決定するものとする。

(受注業務の配分)

第5条 本組合は官公需共同受注規約を締結したときは、契約内容、組合員の営業の状況、その他必要な事項を参酌して、公正に組合員に配分するものとする。

2 組合員は、前項の規定により、受注業務の配分を受けたときは、工事の仕様、その他定められた条件に従い誠実にこれを履行しなければならない。

(完成図書の審査)

第6条 組合員は、前条により受注した設計図書などを定められた期限内に完成するよう努め、組合員に対し審査を請求しなければならない。

2 組合は、その請求があったときは、遅滞なく別に委嘱された審査委員により仕様との合否について内部審査をするものとする。

3 組合員は、第2項の審査により組合員から所要の措置を講ずる通知されたときは、誠実にこれを履行しなければならない。

(組合員の保証債務)

第7条 組合員は、その履行にかかる官公需共同受注に関しては、官公庁に対し組合と連帯して保証の責に任ずるものとする。

(代金の支払い)

第8条 組合員に対する代金の支払いは、本組合が代金を受領してから速やかに支払うものとする。

(経費の賦課)

第9条 本組合は、定款第15条第1項及び第2項に基づき定められた特別分担金及び設計工程規約第1条及び第2条により、組合員と契約した額について支払うものとする。

(事業利用の拒否等)

第10条 官公需共同受注に関し、本規約に違反し又は本事業の円滑な運営を妨げた組合員に対し、定款第13条に定める除名又は共同受注委員会の決定により、一定期間本事業の利用を拒否することができる。

(附 則)

第11条 この規程に定めのない事項については、共同受注委員会において決定する。

第12条 この規約は、平成4年5月13日より実施する。